

## 中部森林学会会則

第1条 本会は、中部森林学会と称し、森林・林業に関する学術研究活動を通じて、林業および森林科学の発展ならびに環境保全技術の向上に寄与する新たな知見を中部地域から発信することを目的とする。

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

1. 大会の開催
2. 機関誌「中部森林研究」の発行
3. その他、目的達成に必要と認められる事業

第3条 本会は、中部地域（愛知県、石川県、岐阜県、静岡県、富山県、長野県、福井県、三重県）の森林・林業に関わる研究・教育機関および研究者、技術者、従事者、ならびに本会の趣旨に賛同する個人によって組織し、機関会員、大会参加者の個人会員と学生会員によって構成される。

1. 機関会員：中部地域の森林・林業に関わる研究・教育機関とする。
2. 個人会員：大会に参加する個人を個人会員とし（ただし、学生を除く）、大会参加申込を入会申込とする。退会は自由とし、事務局に申し出るものとする。
3. 学生会員：大会に参加する学生を個人会員とし、大会参加申込を入会申込とする。会員の期限は1年とする。

会費は、いずれの会員からも徴収しない。また、個人会員と学生会員は、大会で研究発表を行うことができる。

第4条 本会は、総会と研究発表会からなる大会を年1回開催する。ただし、必要な場合は臨時総会を開くことができる。大会の開催および機関誌の発行については、別に定める申し合わせに従う。

第5条 本会の経費は、大会参加費、その他寄付金等で支弁する。

第6条 本会の会計年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わるものとする。

第7条 本会に以下の役員を置く。役員任期はそれぞれ以下の通りとし、4月1日に始まり、翌々年もしくは翌年の3月31日に終わるものとする。任期中に役員交代があった場合、新役員任期は前任者の残任期間とする。ただし、任期満了後でも後任者が就任するまでは、その任務を行うこととする。なお、会長、副会長の任期は、引き続き4年をこえてはならない。

1. 会長1名（任期2年）
2. 副会長2名（任期2年）
3. 理事20名以内（任期2年）
4. 常任理事1名（任期2年）
5. 編集担当理事1名（任期2年）

6. 大会担当理事 1 名（任期 1 年）

7. 主事 若干名（任期 2 年）

8. 監事 2 名（任期 2 年）

第 8 条 会長、副会長は、理事の互選により選出する。会長は本会を統括し、会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときは、その職務を代行する。会長は理事会のオブザーバーを必要に応じて選出することができる。

第 9 条 理事の選出については、別に定める申し合わせに従う。理事は、会務執行に関する事項を審議する。監事は、理事会の議を経て会長が委嘱する。監事は、会計および会務執行の状況を監査する。

第 10 条 会長は、会務を執行するために事務局を設け、常任理事、編集担当理事、大会担当理事を理事会の議を経て指名する。主事は、常任理事が理事会の議を経て指名し、常任理事の職務を補佐する。事務局の設置機関、任期と職務については、別に定める申し合わせに従う。

第 11 条 会議は、第 4 条にあげる総会および理事会とする。理事会は、会長、副会長、理事、常任理事、編集担当理事、大会担当理事をもって構成し、原則として年 2 回以上開催する。理事会は、定数の過半数の出席をもって成立するものとし、出席者の 3 分の 2 以上の同意により議決する。

第 12 条 理事会は次の事項を審議し、総会に報告する。

1. 事業計画・事業報告
2. 予算・決算
3. 会則の改正
4. 運営体制（役員）
5. その他理事会が必要と認めた事項

附則 令和 5 年度においては全ての役員の任期为 1 年とする。

2011 年 4 月 1 日制定

2011 年 10 月 21 日改定

2012 年 6 月 12 日改定

2013 年 7 月 24 日改定

2015 年 5 月 29 日改定

2022 年 11 月 18 日改定